

保育所児童保育要録の見直し等について

- 1. 保育所児童保育要録等の現状・・・・・・・・ 1
- 2. 保育所児童保育要録の見直し等に向けて・・・ 6
- 3. 今後のスケジュールについて・・・・・・・・ 11

1. 保育所児童保育要録等の現状

(1) 保育所児童保育要録等の位置づけについて

<保育所保育指針(平成20年告示)>

○「第4章 保育の計画及び評価」において、指導計画の作成上、特に留意すべき事項の一つとして

「小学校との連携」に関する記載を追加。

- ・ 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など **小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること**
- ・ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、**子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること**

(※) 保育所保育指針とは、厚生労働大臣が定める保育所における保育の内容に関する指針(昭和40年策定)。平成2年改訂において、「小学校との関係」の記載を追加。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条)

⇒ 「保育所保育指針の施行に際しての留意事項について」(平成20年3月課長通知)において、**保育所児童保育要録に関する参考様式等を提示するとともに、小学校との連携に係る取組を要請。**

○保育所保育指針の施行に際しての留意事項について(通知)

(平成20年3月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知(各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て))

第3 保育所児童保育要録関係

1 資料の様式等について(別添1:様式の参考例)

(別添1) 保育所児童保育要録に記載する事項

○ 入所に関する記録

児童名・性別・生年月日、保育所名及び所在地、児童の保育期間(入所及び卒所年月日)、児童の就学先(小学校名)、施設長及び担当保育士名

○ 保育に関する記録

子どもの育ちに関わる事項、養護(生命の保持及び情緒の安定)に関わる事項、教育(発達援助)に関わる事項

2 保育所児童保育要録の作成、送付等について

3 個人情報保護の観点からの留意事項について

4 小学校との連携について

保育所保育指針において、保育所児童保育要録の小学校への送付が定められるとともに、今般改定された「小学校学習指導要領」(平成20年文部科学省告示第27号)においても、小学校と保育所との連携が新たに盛り込まれたところ。

これらを踏まえ、保育所、幼稚園及び小学校の連絡協議会の設置等により交流の機会が設けられ、相互理解が深められることが期待されるが、各市町村においても、市町村教育委員会をはじめとする関係部局と連携し、これらの取組を支援・推進すること。

※「保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について(依頼)」

(平成20年6月12日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知(文部科学省初等中等教育局教育課程課長・特別支援教育課長宛て))

・各小学校においては、保育所児童保育要録を幼稚園幼児指導要録に準じて取り扱っていただきたいこと等を依頼

⇒ 本依頼を受けて、同日付けで文部科学省から各都道府県教育委員会等に対して、「保育所児童保育要録の小学校への送付等に関する周知について(通知)」が発出され、当該取り扱い等を依頼。

(2) 保育所児童保育要録（様式の参考例）の記載事項

○子どもの育ちに関わる事項

保育所生活全体を通して、子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を通して総合的に記載

○養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項

（ア）子どもの生命の保持及び情緒の安定に関わる事項について、子どもの発達過程や保育の環境に関する事項等を踏まえて記載

（イ）子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合に記載

入所に関する記載

保育に関する記載

○教育（発達援助）に関わる事項

子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について、記載

保育所児童保育要録				【様式の参考例】	
ふりがな	氏名	性別	就学先	就学先	
氏名			生年月日	平成	日生
保育所名及び住所	保育所名、所在地	(住所)	生年月日	保育期間（入所及び卒所年月日）	
保育期間	平成	年	月	日	～ 年 月 日
子どもの育ちに関わる事項					
養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項			（子どもの健康状態等）		
養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項			（子どもの健康）		
項目	教育（発達援助）に関わる事項				
健康	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。				
	・自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。				
	・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。				
人間関係	・生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。				
	・身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。				
	・社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。				
環境	・身近な環境に親しみ、自然に触れあう中で様々な事象に興味や関心を持つ。				
	・身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。				
	・身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。				
言語	・自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。				
	・人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝えあう喜びを味わう。				
	・日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。				
表現	・いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性を持つ。				
	・感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。				
	・生活の中でイメージを豊かにし、さまざまな表現を楽しむ。				
施設長名	施設長名・担当保育士名				

※ 「子どもの育ちに関わる事項」は子どもの育ってきた過程を踏まえ、その全体像を捉えて総合的に記載すること。
 ※ 「養護（生命の保持及び情緒の安定）に関わる事項」は、子どもの生命の保持及び情緒の安定にあ関する事項について記載すること。また、子どもの健康状態等について、特に留意する必要がある場合は記載すること。
 ※ 「教育に関わる事項」は、子どもの保育を振り返り、保育士の発達援助の視点等を踏まえた上で、主に最終年度（5、6歳）における子どもの心情・意欲・態度等について記載すること。
 ※ 子どもの最善の利益を踏まえ、個人情報保護に留意し、適切に取り扱うこと。

(3) 保育所と小学校との連携に関する取組事例

(事例1: 東京都足立区の取組)

○あだち幼児教育振興計画策定(平成15年)

○足立っ子すくすくガイドを作成(平成21年改訂)

- ・幼保小の交流・連携事業の推進(共同研修、相互の交流)
- ・幼保小連携ブロック会議の推進 等

(事例2: 長崎県佐世保市の取組)

○幼児教育センターの開設(平成15年)

- ・教職員、保育者等の合同研修事業等

○保幼小連携協議会(平成22年度より) 等

2. 保育所児童保育要録の見直し等に向けて

(1) 保育所児童保育要録の見直し等に係る方向性について

○ 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ(抜粋)

(社会保障審議会児童部会保育専門委員会 平成28年12月21日)

- ・ 保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録する際などには、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価ではなく、一人一人のよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。
- ・ 保育所児童保育要録については、幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録との整合性をより図るなど、小学校での活用が更に進むよう工夫をしていくことも必要である。



○改定保育所保育指針(平成29年3月告示、平成30年4月適用)

「第1章 総則」において、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を記載

「第2章 保育の内容」において、「小学校との連携」を記載

- ・ 保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること
- ・ 小学校教師との意見交換や合同の研究の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図ること
- ・ 子どもの育ちを支えるための資料の送付により、子どもに関する情報を共有すること

(2) 改定保育所保育指針について (全体構成)

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価

4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

※「育みたい資質能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の記載

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容

4. 保育の実施に関して留意すべき事項

※小学校との連携について、「小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、保育所保育と小学校教育の円滑な接続を図る」「子どもの育ちを支える資料の送付」等の記載

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

(3) 保育所児童保育要録等に係る「主な課題」について

<主な課題>

1. 保育所児童保育要録に関すること

(1) 記載内容等

- 子どもの育ちを捉える視点について、小学校と保育所の間で違いがある。
- 家庭環境や子どもの発達について詳細な情報の記載が求められることがある一方で、個人情報の保護等の観点から、どのような記載が出来るかについて判断が難しい。
- 保育士によって、子どもの育ちの捉え方などに個人差がある。
- 入所時からの育ちについて記入する際に、各時期に担当する保育士によって記録の観点が異なり、統一が図られていない場合がある。
- 要点を絞りの確に記入したり、子どもの育ちを肯定的な視点をもって捉えたりするための、研修制度拡充が必要である。

(2) 小学校における活用

- 保育所と幼稚園で様式が異なるため、受け取った小学校側としては活用しにくい。
- 「子どもに対して先入観を持たないため」といった理由から、小学校では活用していない場合がある。

(3) その他

- 保育士にとって、記入にかかる事務負担が大きい。
- 送付の時期によっては、小学校側が内容を確認する時間を確保することが困難な場合がある。

2. 保育所と小学校との連携に関すること

- お互いの現場を見たり、話したりすることで理解が深まる一方、継続していくための関係者(保・小・自治体)の共通認識や仕組みが必要である。
- 相互の勤務状況の違い等から、保・小合同の研修の機会を確保することが困難な場合がある。

(※) 上記の「主な課題」は、以下の調査報告書に記載された課題の中から主なものを抽出・整理したもの。

「保育所と小学校の連携に関する調査報告書」(H22.5 全国保育士会)、「保育所児童保育要録を中心とした保小連携推進事業報告書」(H23.3 日本保育協会)、「保育所児童保育要録と保小連携に関する調査研究報告書」(H24.3 日本保育協会)、「保小連携に関する調査研究報告書ー保小の連携から家庭・地域社会との連携へー」(H25.3 日本保育協会)、「保育所と小学校との連携に関する調査報告書」(H28.6 東京都社会福祉協議会)

(4) 保育所児童保育要録の見直し等に係る「主な検討事項」について

<主な検討事項(案)>

1. 保育所児童保育要録の改善等

- 保育所保育や保育所と小学校の連携における保育所児童保育要録の位置付けや意義の明確化
- 現行の保育所児童保育要録の実情及び課題を踏まえた、記載事項及び様式の変更
 - ・ 平成29年改定の保育所保育指針において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示されたことを踏まえ、どのように要録に反映することが考えられるか。
 - ・ 保育所児童保育要録における子どもの育ちの評価、記録の基本的な考え方や留意事項をどのように示すか。
 - ・ 幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録との一層の整合性を確保するため、どのような記載事項の整理が考えられるか。
- 保育所児童保育要録の普及・活用に資する方策

2. 保育所と小学校との連携に関する取組の促進

- 保育所保育と小学校教育との円滑な接続に向けて取り組むべき事項
(小学校教師との意見交換、合同の研究の機会など)

3. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて（案）

平成29年12月21日（木）

第1回検討会

- ・ 座長の選任等
- ・ 保育所児童保育要録の見直し等について
（主な検討事項（案）を中心とした意見交換）

平成30年1～2月（予定）

第2回検討会

- ・ 保育所児童保育要録の見直し等について
（要録改訂案等に関する意見交換、意見の集約・整理）

平成30年3月中（予定）

- ・ 改訂保育所児童保育要録の参考様式等の通知

平成30年度～ 改訂保育所児童保育要録の適用

※ 幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録についても、
現在、改善を検討しており、改訂要録は同時期に適用予定。

1. 幼稚園幼児指導要録

<記載事項>

【学籍に関する記録】氏名、性別、生年月日、入園・転入退園・修了年月日、年度ごとの学級・整理番号、学級担任名等

【指導に関する記録】指導の重点等(学年の重点、個人の重点)、指導上参考となる事項、出欠の状況

※ 現行の様式及び記載事項等については、「幼稚園幼児指導要録の改善について(通知)」(平成21年1月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知(各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事等宛て))において示され、周知されている。

2. 幼保連携型認定こども園園児指導要録等

<記載事項(幼保連携型)>

【学籍等に関する記録】氏名、性別、生年月日、入園・転入退園・修了年月日、年度ごとの学級・整理番号、学級担任名等

【指導等に関する記録】園児の育ち、養護、指導の重点等(学年の重点、個人の重点)、指導上参考となる事項、出欠の状況

※ 現行の様式及び記載事項等については、以下の通知において示され、周知されている。

- ・ 幼保連携型認定こども園 : 「幼保連携型認定こども園園児指導要録について(通知)」(平成27年1月27日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知(各都道府県知事・教育委員会、各指定都市・中核市市長・教育委員会等宛て))
- ・ 幼保連携型以外の認定こども園 : 「認定こども園こども要録について(通知)」(平成21年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知(各都道府県知事・教育委員会等宛て))